

水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金

申請のてびき

令和7年4月

水俣市経済観光戦略課

経済振興室

1 事業の概要

水俣市内に本社や本店を置く事業者が水俣市外で新たに市場開拓・顧客獲得を図ることを支援するとともに、市外からの外貨獲得の促進による市内経済全体の浮揚を図るため、水俣市市場開拓チャレンジ支援事業補助金を交付します。

【補助対象事業・補助率等】

補助対象事業 (①もしくは②のいずれかのうちひとつを選択)	補助概要	補助率・補助上限
①支店等開設準備事業	水俣市外に営業所・支店等を開設する際の <u>設備費</u> ・ <u>広報費</u> ・ <u>外注費</u> の総額の一部を補助	補助率：補助対象経費の2分の1 上限額：100万円
②支店等施設借上事業	水俣市外に営業所・支店等を開設する際の <u>施設借上料</u> の一部を補助	補助率：補助対象経費の2分の1 上限額：10万円／月×12か月

2 補助金の交付対象者

◆次の(1)～(9)の全てに該当する事業者(※1)が交付対象者です。

- (1) 水俣市内に本社又は本店の法人登記を行っている法人又は水俣市に住民登録がある個人であること。
- (2) 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。
- (3) 申請の時点で水俣市内に主たる事業所(※2)を設置し、事業活動を継続していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の末日までに、事業を完了すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (7) 補助金の交付決定日(以下「交付決定日」という。)が属する年度から5年以内に、法人にあっては本社又は本店の登記を、個人にあっては住民登録を水俣市外に移転しないこと。
- (8) 水俣市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する事業を営む団体又は個人ではないこと。

(※1) 事業者：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号までに規定する中小企業者をいいます。

(※2) 事業所：事業の用に供する事務所、店舗等(仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。)をいいます。

3 補助対象事業について

補助対象事業は、以下の（１）または（２）のいずれかひとつを選択するものとします。

- （１） 支店等開設準備事業
- （２） 支店等施設借上事業

ただし、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- 補助対象者が市場開拓や顧客獲得を図る目的で、水俣市外において、１名以上の従業員を常駐（※３）させて常設（※４）の支店等を開設すること。
- 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、県又は市の他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと。

（※３）常駐：支店等で１箇月あたり１０日以上事業活動を行うことをいいます。

（※４）常設：支店等に１箇月あたり１０日以上勤務することをいいます。

4 補助対象経費について

補助対象経費は次のとおりです。

（１）支店等開設準備事業

設備費

- ア 支店等の開設に伴う施設の外装工事・内装工事に係る費用
- イ 支店等の施設で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達に係る費用（消耗品・中古品・不動産・車両・はん用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用・ソフトウェアの購入費及びライセンス費用は補助対象外となります）

広報費（自社で行う広報に係る費用）

- ア 支店等開設地域での市場開拓に係る広告宣伝、パンフレット印刷等に係る費用
- イ 支店等開設地域での市場開拓に係るダイレクトメール・メール便等郵送に係る費用（実費に限る。）
- ウ 支店等開設地域での市場開拓に係る無料の事業説明会等の開催に係る費用

外注費

- ア 支店等の開設に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる費用

（２）支店等施設借上事業

施設借上費

- ・支店等を設置することを目的とした施設及び駐車場の借上に要する費用で、敷金、礼金、及び共益費等を除いた、賃貸借契約上の月額賃借料（ただし、事業に直接関係のない店舗、事務所及び駐車場の賃借料は除く。）

5 補助金の申請について

下記受付期間内に、必要書類を揃え、提出ください。

必要書類	<申請時必要書類> ①補助金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③収支予算書（様式第3号） ④誓約書（様式第4号） ⑤直近2箇年分の財務状況が分かる書類 例）決算書の写し、確定申告書の写しなど ⑥要綱第3条第1項第1号から第3号に規定する内容を証する書類（※5） （第1号） 水俣市内に本社又は本店の法人登記を行っている法人、又は水俣市に住民登録がある個人 例）法人の場合 → 履歴事項全部証明書の写し、確定申告書の写し など 例）個人の場合 → 確定申告書の写し、住民票の写し など （第2号） 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可を受けていること 例）営業許可証の写し など （第3号） 水俣市内に主たる事業所を設置し、事業活動を継続している者 例）履歴事項全部証明書の写し、確定申告書の写し、賃貸借契約書の写し、電気料金・ガス料金・水道料金の領収書 など ⑦市税の滞納のない証明書 ⑧補助対象経費が確認できる資料の写し 例）見積書の写し、カタログの写しやウェブサイトの画面の写し（価格表示があるもの）など ⑨支店等の場所を示した地図 ⑩その他市長が必要と認める書類 （※5）複数の要件を証することができる書類の場合は、ひとつで兼ねることができます。
申請及び 問合せ先	〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市経済振興課経済振興室（午前8時30分～午後5時15分 平日のみ） 電 話：61-1628 F A X：62-3311 E メール：keizai@city.minamata.lg.jp
申請期限	<u>令和8年2月27日（金） 17:00必着</u>

＜申請時の注意点＞

- (1) 書類に不備があった場合には、訂正・再提出をお願いする場合があります。
- (2) 補助金の交付決定及び額の確定を受けた後であっても、虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金返還の対象となる場合があります。
- (3) 各補助対象事業に関する注意事項

①支店等開設準備事業

交付決定日より前の発注又は契約に係る経費は、補助対象外です。

②支店等施設借上事業

連続する12箇月を超えない範囲で支払ったものが補助対象経費となります。

例)：11月から翌年の3月までの5箇月分について既に補助金として交付されていた場合、新年度の4月から10月については新年度に改めて補助金申請を行う必要があります。

6 実績報告・請求について

◆実績報告書の提出

補助金の交付決定後は速やかに事業を実施し、事業完了後30日以内または交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

必要書類	＜実績報告時必要書類＞ ①補助金実績報告書（様式第9号） ②事業実績書（様式第10号） ③収支精算書（様式第11号） ④補助対象経費の支出を証する書類 例) 領収書の写し、支払証明書の写し（明細がわかるもの） など ⑤常駐従業員の雇用状況が分かる書類 例) 辞令の写し、出勤簿の写し、雇用契約の写し など ⑥支店等施設の賃貸借契約書の写し（支店等施設借上事業の場合のみ） ⑦支店等の内部及び外部の写真 ⑧その他市長が必要と認める書類
提出期限	事業完了後30日以内、または交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日

◆補助金の請求

実績報告書の提出後、市から補助金の交付確定通知書が送付されたときは、速やかに補助金の交付請求書を提出してください。

＜請求時必要書類＞

- (1) 補助金交付請求書（様式第13号）

7 事業状況報告について

補助金の交付を受けた事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について報告してください。

<提出書類>

- (1) 補助金事業状況報告書（様式第16号）

※事業状況報告は毎年度必ず提出をお願いします。提出されない場合、補助金返還等の可能性もありますのでご注意ください！

8 補助事業の内容の変更や中止の際の手続きについて

補助金の交付決定を受けた後、事業内容等を変更・中止・辞退する必要がある場合は、市経済振興課経済振興室に御連絡いただき、以下の書類を提出してください。

補助事業の 内容変更	<変更申請時必要書類> ①補助金変更交付申請書（様式第6号） ②変更した補助対象経費の根拠となる書類 ※補助対象経費に変更があった場合に限る。 ③事業内容を変更したことが確認できる書類 ④その他市長が必要と認める書類
補助事業の 中止・辞退	<辞退届出申請時必要書類> ①補助金辞退届（様式第8号）

9 お問い合わせ・申請等提出先

お問い合わせや各書類の提出先は以下をお願いします。

水俣市産業建設部 経済観光戦略課 経済振興室（平日 8：30～17：15）

電話：0966-61-1628

FAX：0966-62-3311

メール：keizai@city.minamata.lg.jp